

○統計法第二十八条第一項及び附則
 第三条の規定に基づく疾病、傷害
 及び死因に関する分類

〔平成二十二年三月二三日
 総務省告示第百七十六号〕

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二
 十八条第一項及び附則第三条の規定に基づき、法第二条第九項に規
 定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のよ
 うに定め、平成二十一年四月一日から施行し、同日以後に作成する
 公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に
 適用する。

平成六年総務庁告示第七十五号は、平成二十一年三月三十一日限
 り廃止する。

- 1 統計基準の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類
- 2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的
 公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当
 該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを
 目的とする。
- 3 分類表

第一章 第二節 統計一般
 （統計法第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づく疾病、傷害
 及び死因に関する分類）

- (1) 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表
 第1章 感染症及び寄生虫症
 腸管感染症（A00—A09）
 A00 コレラ
 A00.0 コレラ菌によるコレラ

～ 中略 ～

- U89 その他の抗生物質及び詳細不明の抗生物質耐性病原体
 - U89.8 その他の明示された単一抗生物質耐性病原体
 - U89.9 詳細不明の抗生物質耐性病原体
- 備考
- 1 同一の疾病を二重に分類している場合、基礎疾患としての分
 類項目には†印を、症状発現（臓器）の分類項目には*印を使
 用している。
 - 2 () 書きの用語は、統計調査の結果を表示するに当たり、
 省略することができる。
 - 3 < > 書きの用語又は当該用語の直前の用語は、統計調査の
 結果を表示するに当たり、いずれかを省略することができる。
 - 4 [] 書きの用語は、その直前の用語の同義語であって、統
 計調査の結果を表示するに当たり、省略することができる。

(2) 疾病分類表

疾病分類表（大分類）

第一章

第二節

統計一般

（統計法第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づく疾病、傷害及び死因に関する分類）

分類名	基本分類コード
a-0100 感染症及び寄生虫症	A00－B99

）中略

a-2220 その他の特殊目的用コード	U00－U99 の残り
---------------------	-------------

疾病分類表（中分類）

分類名	基本分類コード	大分類コード
b-0100 感染症及び寄生虫症	A00－B99	a-0100

）中略

b-2220 その他の特殊目的用コード	U00－U99 の残り	a-2220
---------------------	-------------	--------

疾病分類表（小分類）

分類名	基本分類コード	中分類コード
c-0100 感染症及び寄生虫症	A00－B99	b-0100

）中略

c-2220 その他の特殊目的用コード	U00－U99 の残り	b-2220
---------------------	-------------	--------

(3) 死因分類表

分類名	基本分類コード
01000 感染症及び寄生虫症	A00－B99

01100 腸管感染症	A00－A09
-------------	---------

01200 結核	A15－A19
----------	---------

）中略

22000 特殊目的用コード	U00－U99
----------------	---------

22100 重症急性呼吸器症候群 [S	U04
---------------------	-----

ARS]

22200 その他の特殊目的用コード	U00－U99 の残り
--------------------	-------------

4 疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たって留意すべき事項

疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たっては、前項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。